

神戸市職員の職員団体等の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会（第1回）

日時：平成 30 年9月 18 日（火）16:30 ~ 17:30

場所：神戸市役所 1 号館 14 階 1141 会議室

次 第

1 . 開 会

2 . 委員紹介

3 . 議 題

（ 1 ）正副委員長の選任について

（ 2 ）担当事務（規則第3条）等について

（ 3 ）委員会傍聴要綱の制定について

（ 4 ）今後の委員会の進め方について

（ 5 ）その他

4 . 閉 会

< 資 料 >

資料 1 調査委員会委員名簿

資料 2 調査委員会設置規則

資料 3 神戸市からの要請、申入れ

資料 4 調査委員会傍聴要綱（案）

神戸市職員の職員団体等の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会

委員名簿

(敬称略・五十音順)

くどう りょうじ 工藤 涼二	くどう法律事務所（神戸市中央区）
すずき りょう 鈴木 亮	H & S 法律事務所（神戸市中央区）
とだに よしひで 戸谷 嘉秀	方円法律事務所（神戸市中央区）
はせべ しんいち 長谷部 信一	神陵法律事務所（神戸市中央区）
ふじもと まさみち 藤本 尚道	藤本尚道法律事務所（神戸市中央区）
もりかわ たく 森川 拓	ひょうご法律事務所（神戸市中央区）

神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会設置規則をここに公布する。

平成30年9月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第14号

神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長の補助機関である職員をいう。
- (2) 職員団体等 神戸市職員労働組合及び神戸市従業員労働組合をいう。

(担当事務)

第3条 委員会は、職員が職員団体等の業務又は活動に従事した際における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定による職務に専念する義務の違反の実態に関する調査を行う。

2 委員会は、前項の調査を行うに当たっては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会，平成22年12月17日最終改訂）に基づき実施するものとし、市及び職員団体等から独立した立場において、中立かつ公正で客観的な調査により事実の認定を行うとともに、これを評価し原因を分析するものとする。

3 委員会は、前2項の規定による調査により判明した事実及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、市長に提出するものとする。

4 職員は、委員会から第1項及び第2項の調査並びに第3項の規定による報告

書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、6人以内で組織する。

2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律に関する専門的知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 前条第1項及び第2項の調査並びに同条第3項の規定による報告書の作成並びにこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行ううえで必要な知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 市長は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、行財政局総務部業務改革課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、次の各号に掲げる日のうちのいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この規則の施行の日から起算して1年を経過する日

(2) 委員会の調査等が終了した日

平成 30 年 9 月 18 日

市職員の職員団体等の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会 様

神戸市長 久 元 喜 造

職員が職員団体等の業務又は活動に従事した際における職務専念義務違反の実態に関する調査を行っていただくようお願いします。

なお、調査にあたっては下記事項に留意していただきますようお願いします。

記

1. 当該調査においては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会，平成 22 年 12 月 17 日最終改訂）に従い、次の事項について重点的に調査を尽くすこと。
 - (1) 職員が職員団体等の業務又は活動に従事した実態に関する事実関係を明らかにすること。
 - (2) (1)で明らかにした事実について、地方公務員法その他法令等の規定により、職務専念義務違反（いわゆるヤミ専従等）の有無を客観的に評価認定すること。
 - (3) 上記の結果を踏まえ、職員団体等の業務又は活動に対する職員及び関係者の対応の問題点について明らかにしたうえで、具体的な再発防止策を提言すること。
 - (4) 調査の対象期間は、平成 30 年度及び過去 5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度）とする。
 - (5) 調査の過程で違法又は著しく不当な事案が判明した場合はそれについても指摘すること。
2. 当該調査の結果について報告書を作成し、年内を目途として報告すること。

平成 30 年 9 月 18 日

市職員の職員団体等の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会 様

神戸市長 久 元 喜 造

市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反
に関する調査委員会の今後の運営についての申入れ

市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会は、企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（日本弁護士連合会，平成 22 年 12 月 17 日最終改訂）により，中立・公平・公正に運営されるものと思料しておりますが，以下の事項について，ご配慮いただきますよう申し入れます。

記

1. 報道機関へのブリーフィング

委員会における調査の透明性を高めて中立性・公平性を担保するため，公開・非公開について適正に判断されたうえで，適宜報道機関へのブリーフィングを行うなど，委員会自らが情報提供に努めてください。

2. 調査補助員の活用

規則第 4 条第 3 項により，委員会に調査補助員を置くことができるとしていますが，委員会における調査の迅速化を図るため，調査補助員を活用してください。

3. 市職員の関与のあり方

規則第 11 条により，委員会の庶務は行財政局総務部業務改革課において処理することとしていますが，委員会における調査の中立性・公平性を担保するため，委員会庶務としての職員の関与は，会議の開催に係る日程調整・会場の確保・議事録の作成事務及び委員報酬等の支出など，可能なかぎり限定したものとしてください。

なお，委員会が第 3 条の調査等に必要と判断した客観的な資料の収集，分析等の事務については，委員会の指示に基づき行財政局総務部業務改革課が行うものとします。

(案)

神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会傍聴要綱

〔平成 30 年 月 日〕
〔委員長 決定〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会設置規則（平成 30 年 9 月規則第 14 号）第 10 条の規定に基づき、神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で先着順に、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、会場によって委員長がその都度決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 12 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 月 日から施行する。

(参考 1) 傍聴章

神戸市職員の職員団体等の活動における 職務専念義務違反に関する調査委員会 傍 聴 章 No. _____

(参考 2) 傍聴受付票

傍 聴 受 付 票			
会議名：神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会			
開催日：平成 年 月 日			
氏名		TEL	() -
			No. _____